

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和8年(2026年)5月22日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例  
執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条の表教育委員会の部宝塚市教育環境審議会の項を次のように改める。

宝塚市教育環境審議会	市立小学校、市立中学校並びに市立及び私立の幼稚園その他の就学前教育施設に係る教育環境の整備についての調査、審議に関する事務	14人以内 (必要に応じ臨時委員を置く。)	知識経験者 4人以内 児童又は生徒の保護者の代表者 2人 学校長 2人 幼稚園長 1人 保育所長 1人 市内の公共的団体の代表者 2人 公募による市民 2人
------------	---	--------------------------	--

第1条の表教育委員会の部宝塚市幼稚園教育審議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布日から施行する。

議案第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
教育委員会	宝塚市教育環境審議会	市立小学校及び中学校の教育環境の整備についての調査、審議に関する事務	11人以内 (必要に応じ臨時委員を置く。)	知識経験者 3人以内 児童又は生徒の保護者の代表者 2人 学校長 2人 市内の公共的団体の代表者 2人 公募による市民 2人
	宝塚市幼稚園教育審議会	公私立幼稚園教育の振興等についての調査、審議に関する事務	11人	知識経験者 3人 私立幼稚園の代表者 2人 公立幼稚園の代表者 2人 公私立保育所の代表者 2人 公募による市民 2人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
教育委員会				
	宝塚市教育環境審議会	市立小学校、市立中学校並びに市立及び私立の幼稚園その他の就学前教育施設に係る教育環境の整備についての調査、審議に関する事務	14人以内 (必要に応じ臨時委員を置く。)	知識経験者 4人以内 児童又は生徒の保護者の代表者 2人 学校長 2人 幼稚園長 1人 保育所長 1人 市内の公共的団体の代表者 2人 公募による市民 2人